公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「並びに企画官」を削り、同条第一項中「並びに企画官一人」を削り、同条第六項を削る。

第六条の見出し中「下請取引調査室」の下に「並びに企画官」を加え、同条第一項中「下請取引調査室」の下に「並びに企画官一人」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　企画官は、命を受けて、企業取引課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第八条第一項中「六人」を「五人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十四号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「監査専門官一人」の下に「、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人」を加え、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同条第九項中「等」を「その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体」に改め、同項を第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　国際銀行規制調整官は、命を受けて、バーゼル銀行監督委員会その他の銀行業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

10　国際保険規制調整官は、命を受けて、保険監督者国際機構その他の保険業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

第七条第一項中「特別検査官二十八人以内」を「特別検査官二十九人以内、主任専門検査官一人」に、「三十七人」を「三十九人」に改め、同条第十項中「特別検査官」の下に「、主任専門検査官」を加え、同条第十一項中「並びに」の下に「主任専門検査官、」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　主任専門検査官は、命を受けて、主として先端的な金融取引に係る金融検査その他の高度な専門的知識を必要とする金融検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

第八条の二第一項中「及び銀行監督専門官一人」を「、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　銀行業務危機管理専門官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち銀行業を営む者の危機管理に関する専門的事項に従事する。

第十条第一項中「保険財務会計基準専門官一人」を「保険財務会計基準専門官二人」に改める。

第十八条第一項を次のように改める。

委員会の事務局に、総括調整官一人、主任証券取引審査官四人以内、証券取引審査官四十五人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官三人、統括検査官五人以内、特別検査官十六人以内、専門検査官十四人以内、証券検査官百三十九人以内、統括調査官二人以内、総括証券調査官一人、主任証券調査官十六人以内、証券調査官百七十八人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官四人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百十八人以内、情報技術専門官三人、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官一人を置く。

附則第七条中「第八条第八項各号」を「第八条第十項各号」に改める。

附則第八条中「第八条第十項各号」を「第八条第十二項各号」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十五号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条―第四十条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に改める。

第四十八条を削る。

第四十七条第二項中「（拉致問題対策室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第四十八条とする。

第四十六条を削り、第四十五条を第四十七条とし、第四十四条を第四十六条とする。

第四十三条第二項中「令第三十九条第一号から第七号まで」を「令第三十九条第一号及び第二号並びに第五号から第七号まで」に改め、「関する事務」の下に「（特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特殊警備対策官）

第四十五条　警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2　特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム（国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。）に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務をつかさどる。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とする。

第二章第一節第四款中第四十条を第四十一条とし、第三十六条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）

第三十三条　刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課に、国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官一人を置く。

2　国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。